

## 宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、保育所等利用待機児童の解消及び仕事と子育ての両立を実現する働きやすい環境整備を目的とし、県内において企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付け府子本第370号雇児発0427第2号）（以下「実施要綱」という。）に基づく企業主導型保育施設の設置促進のため、実施要綱第4の1に定める実施主体（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、交付手続については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施要綱第4の3による企業主導型保育施設の創設、増築、増改築、改築及び実施要綱別紙6による企業主導型保育施設の大規模修繕等の実施に伴い必要となる事業で、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額等は別紙のとおりとする。

### (補助金の減額等)

第3 知事は、補助金を申請した者が、補助金の申請書等に不実の記載をしたとき、補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき等には、補助金額の全部又は一部を減額することがある。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画総括表 (別記様式第1号-1)
- (2) 事業計画書 (別記様式第1号-2)
- (3) 申請額算出内訳書 (別記様式第1号-3)
- (4) 事業収支予算書 (別記様式第1号-4)
- (5) 実施要綱第5の6に基づく企業主導型保育事業助成要領（以下「助成要領」という。）第2の3で定める企業主導型保育事業（整備費）助成申込書及び書類の写し（大規模修繕等にあつては、助成要領第1の3で定める企業主導型保育事業（運営費等）

助成申込書及び書類の写し。)

- (6) 助成要領第2の4(2)で定める企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書の写し(大規模修繕等にあつては、助成要領第1の4(2)で定める企業主導型保育事業(運営費等)助成決定通知書の写し。)
- (7) 県税納税証明書
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) その他知事が必要と認めるもの

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者が当該補助事業の内容を変更しようとするときには、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 全ての県税に滞納がないこと。

(実績報告)

第6 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による補助事業実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績総括表(別記様式第4号-1)
- (2) 事業実績報告書(別記様式第4号-2)
- (3) 実績額算出内訳書(別記様式第4号-3)
- (4) 事業収支決算書(別記様式第4号-4)
- (5) 助成要領第2の7(1)で定める企業主導型保育事業(整備費)完了報告書及び書類の写し(大規模修繕等にあつては、助成要領第1の7(1)で定める企業主導型保育事業(運営費等)完了報告書及び書類の写し。)
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、確定通知を受領した補助事業者は、受領後10日以内に別記様式第5号により知事に請求書を提出するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(処分の制限を受ける期間)

第9 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、規則第21条ただし書の規定により財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(補助金の経理)

第10 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存をしなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。